

中野区子ども・子育て支援事業計画 第3期の検討について

令和6年(2024年)6月27日
中野区子ども教育部 子ども・教育政策課

(参考) 子ども・子育て支援事業計画とは

○子ども・子育て支援法により、平成27年度から各市区町村で策定が義務づけられている

▶【子ども・子育て支援法】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 教育・保育及び地域の子育て支援事業の需給計画を定めるとともに、質の高いサービスを提供するための計画
- 計画期間は5年間で、必要に応じて中間年に見直しを行う

中野区での計画の位置づけのイメージは？

- 令和5年3月に策定した、「中野区子ども総合計画」第4章「子ども・子育て支援事業計画（第2期）中間の見直し」を第3期計画に改定するイメージ

1 計画の概要

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」(需要見込みと確保方策※)及び「実施時期」等を定める計画。

子ども・子育て支援法において、5年を1期とした計画を策定することが義務付けられており、現行の「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」が令和6年度で計画期間を終えるため、新たな計画を策定する必要がある。

※詳細については、次ページ参照

2 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)

(参考) 第3期計画における需要見込みと確保方策を定める事業

※以下体系図は今後変更となる場合があります

子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業体系図(予定)

1 子どものための教育・保育給付

◆施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 認可保育所

◆地域型保育給付

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

3 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、
預かり保育等の利用に係る支援

4 乳児等のための支援給付

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を
問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園
給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設

2 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域
ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 子育て援助活動支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 産後ケア事業

3 「中野区子ども・子育てアンケート調査」の実施結果について

(1) 調査対象

- ①就学前児童（0歳から5歳）がいる保護者
- ②就学児童（6歳から11歳）がいる保護者

(2) 調査期間

令和5年9月20日～10月20日

(3) 調査方法

WEBによる無記名アンケート

(4) 回収結果

調査名	就学前児童（0歳から5歳）	就学児童（6歳から11歳）
調査対象数	6, 026票	6, 050票
有効回収数	2, 168票	1, 997票
有効回収率	36. 0%	33. 0%

(5) 調査結果報告書（別冊のとおり）（資料1-2）

4 今後のスケジュール(予定)

- | | | |
|------|-----|------------------------------|
| 令和6年 | ～7月 | 所管課による需要見込みと確保方策の検討 |
| | 8月 | 第4回子ども・子育て会議での審議 |
| | 11月 | 第5回子ども・子育て会議での審議 |
| | 12月 | 計画(素案)の決定
意見交換会の実施 |
| 令和7年 | 1月 | 計画(案)の決定
第6回子ども・子育て会議での審議 |
| | 2月 | パブリック・コメント手続の実施 |
| | 3月 | 計画策定
第7回子ども・子育て会議への報告 |